

(傍線の部分が変更部分)

改正後（新）	改正前（旧）
療育手帳制度の実施について	療育手帳制度の実施について
(略)	(略)
第1～第3 (略)	第1～第3 (略)
第4 療育手帳の交付手続	第4 療育手帳の交付手続
1～7 (略)	1～7 (略)
8 都道府県知事等は、手帳の交付の可否を決定し、その結果を經由機関に通知するとともに交付を決定したのものについては必要事項を記入し、 <u>管轄の福祉事務所の長</u> （当該療育手帳の交付の申請が町村長を經由して行われたものであるときは、管轄の福祉事務所の長及び当該町村長とする。以下第5の1の(3)において同じ。）を經由して申請者に交付するものとする。	8 都道府県知事等は、手帳の交付の可否を決定し、その結果を經由機関に通知するとともに交付を決定したのものについては必要事項を記入し、 <u>予備欄に航空割引の印を押印した療育手帳を管轄の福祉事務所の長</u> （当該療育手帳の交付の申請が町村長を經由して行われたものであるときは、管轄の福祉事務所の長及び当該町村長とする。以下第5の1の(3)において同じ。）を經由して申請者に交付するものとする。
第5～第7 (略)	第5～第7 (略)